

公益財団法人岡山県市町村振興協会 ソフト事業支援交付金交付要綱

改正 令和 4年4月1日
令和 2年4月1日
平成30年4月1日
平成26年1月1日
平成24年4月1日
要綱 第2号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人岡山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）のソフト事業支援交付金交付規程（以下「規程」という。）に基づくソフト事業支援交付金の配分基準及び交付手続等、必要な事項を定めることを目的とする。

(配分基準)

第2条 規程第3条に定める配分基準は、次のとおりとする。

均等割 50%
面積割 25%
人口割 25%

- 2 前項の面積割は、国土地理院の公表値を、人口割は、直近の国勢調査確定値を適用する。
- 3 配分基準により生じた端数金は、次年度の交付金に加算する。
- 4 前3項の基準日は毎年4月1日とする。

(交付の通知)

第3条 この法人は、交付金額を決定したときは、ソフト事業支援交付金交付通知書（様式第1号）を市町村に送付するものとする。

(交付金の請求)

第4条 通知を受けた市町村は、ソフト事業支援交付金請求書（様式第2号）に事業計画書（様式第3号）を添付して、交付金の交付をこの法人に請求することができる。

(事業報告の提出)

第5条 ソフト事業支援交付金の交付を受けた市町村は、事業報告書（様式第4号）によりソフト事業支援交付金を充当した事業の報告を提出するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交付手続に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第2条の配分基準の改正は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（様式3号、様式4号の改正）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（様式3号、様式4号の改正）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（様式3号、様式4号の改正）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。